

# 大阪府の災害時の精神科医療体制について（災害拠点精神科病院）

資料 7

## 災害拠点精神科病院（府内3病院）

大阪精神医療センター さわ病院 阪南病院



## 主な役割

- 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地の精神科医療の必要な患者の受入れを行う
- 被災地からの精神疾患を有する患者の受入れ拠点となる
- DPATの派遣機能を有する 等

「災害時における医療体制の構築に係る指針」（医政局 平成29年3月31日）

大阪府において災害拠点精神科病院指定（平成30年3月）

「災害拠点精神科病院の整備について」（医政局 令和元年6月20日）

### 【第1回災害拠点精神科病院連絡会議】

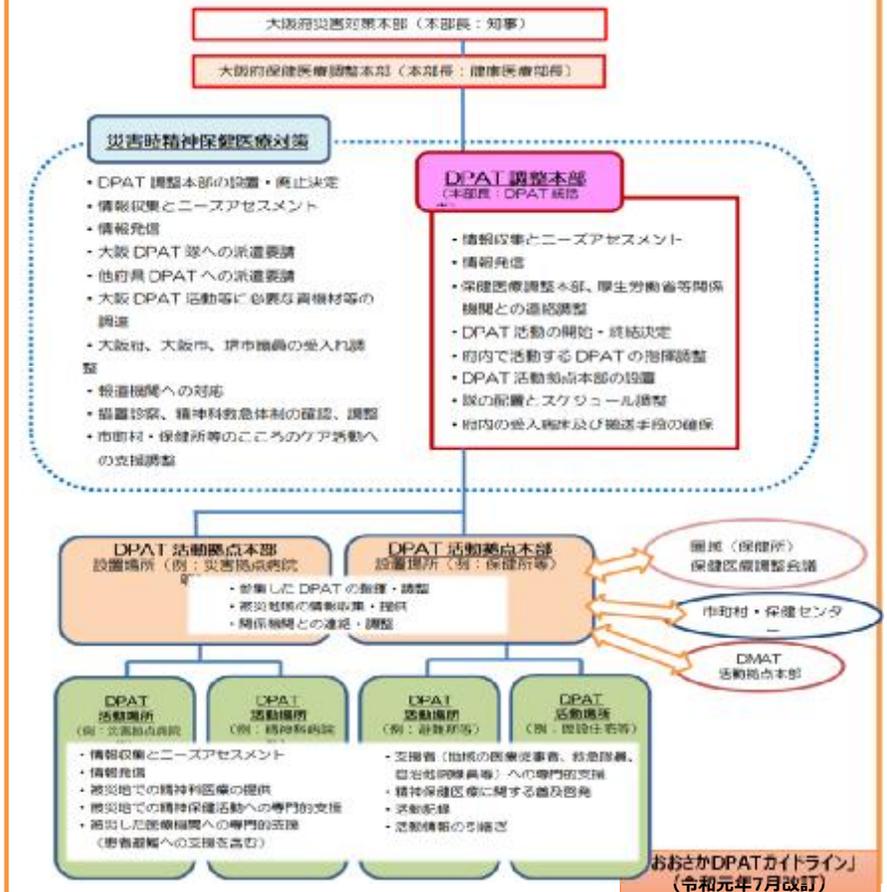
日 時：令和元年7月18日（木） 午前10時から12時  
 場 所：大阪府庁新別館  
 出席機関：大阪精神医療センター さわ病院 阪南病院  
 ところの健康総合センター 地域保健課

## 大阪 DPAT の体制

DPAT の統括は、大阪府が設置する DPAT 調整本部が行う。DPAT 調整本部は、原則として、大阪府災害対策本部及び大阪府保健医療調整本部の指揮下に置かれる。

【参考】

### 【体制図・活動概要】



## 【参考】大阪府の災害拠点精神科病指定要件確認表より

### 指定要件

- 1 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること
- 2 災害発生時に被災地からの患者受け入れ拠点にもなること
- 3 DPATを保有し、その派遣体制があること
- 4 災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準に適合した又は当該告示の基準を満たす精神科指定病院であること
- 6 被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること
- 7 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること
- 8 地域の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること
- 9 災害時、地域の精神科医療機関への支援体制が整っていること
- 10 病棟、診療棟等精神科診療に必要な部門を設けること
- 11 診療機能を有する施設が耐震構造を有していること
- 12 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと
- 13 平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと
- 14 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること
- 15 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備していること
- 16 EMISに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと
- 17 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること
- 18 トリアージ・タッグを有すること
- 19 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと
- 20 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給できる体制を整えておくこと
- 21 被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内又は病院近接地に患者の一時避難場所を運営するための施設を前もって確保しておくこと